

修正の項目	修正の方向性	参考資料1 検討委員会の分類番号	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興					
					資料頁数	編	章	節	節名	項目名
1 受援体制の整備 ①人的応援	県受援マニュアルの作成	(1) P.1	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備 <u>4 県は他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援受入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル(応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル)を作成しておくものとする。受援マニュアルでは、県が被災した市町村を即座に応援する枠組みを前提とする。</u> <u>5 県は市町村へ県受援マニュアルと整合のとれた市町村受援マニュアルの作成を支援する。</u> <u>6 災害時に県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。</u>	⑥	171	水害	2	21	受援体制の整備 (県内で災害発生の場合)	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備 第2 応援受入体制の整備
	第2 応援受入体制の整備 <u>2 県は国、他の都道府県からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。</u> <u>「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」には、以下の内容を盛り込むものとする。</u> <u>(1)県応援受入班の部局横断的な編成</u> <u>(2)県職員派遣リエゾン等により市町村ニーズを把握し、関西広域連合、全国知事会、県内市町村等との連携によるマッチングを強化</u> <u>(3)被災市町村へより早期派遣するための県職員派遣リエゾンの強化</u> <u>(4)関西広域連合、全国知事会等からの受援緊急連絡員(リエゾン)等の執務室の確保、機器の整備</u> <u>(5)市町村の受援計画(マニュアル)の作成支援</u>		地震						2	27
	第1 県と市町村の相互協力 県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。 また、県は「 <u>応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル</u> 」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。				374 384	水害	3	12		
	第11 他府県等への応援要求計画 法第74条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。 また、応援を求める業務や受け入れ手順を定めた受援マニュアルに基づき、他府県等からの応援の受け入れ、マッチング等を行う。		地震						3	13
	災害時緊急連絡員活動マニュアルの見直し	(1) P.2		9 市町村への連絡員の派遣(災害時緊急連絡員) 県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、原則として、県が災害対策本部を設置した場合には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。また派遣に備えて、「 <u>応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル</u> 」を踏まえた「 <u>災害時緊急連絡員活動マニュアル</u> 」の見直しを進める。	⑧	336	水害	3		
	県受援マニュアルを踏まえた災害時緊急連絡員活動マニュアルの見直しを検討		地震	3					6	活動体制計画
	全庁をあげた体制への強化	(1) P.3	第11 他府県等への応援要求計画 4 応援の受入体制 県は他府県等からの人的支援受入のための「 <u>応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル</u> 」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。 他府県等からの人的応援に備えた体制として、部局横断型の応援受入班を編成しておくとともに、国や他機関等からの視察の調整のための視察対応班を増強する。 また、航空運用調整班を設置する。	⑨	384	水害	3	12	受援体制の整備 (県内で災害発生の場合)	第11 他府県等への応援要求計画
	視察対応班の増強 航空運用調整班の設置の検討		地震						3	13
	市町村への支援		(1) P.2		県は市町村に対し、「 <u>応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル</u> 」及び「 <u>災害時緊急連絡員活動マニュアル</u> 」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。	⑩	163	水害	2	16
	改正後の受援マニュアル及び災害時緊急連絡員活動マニュアルを踏まえた市町村防災計画の修正支援	地震		2	22					

修正の項目	修正の方向性	参考資料1 検討委員会の分類番号	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興					
					資料頁数	編	章	節	項目名	
1 受援体制の整備	①人的応援	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">研修・訓練の実施</div> ・県受援マニュアル及び災害時緊急連絡員活動マニュアルを踏まえた研修・訓練の強化 ・受援マニュアル策定後、同マニュアルの実効性を検証するため連携訓練や受援対応訓練を実施する予定	(3)マニュアルに基づく研修・訓練 <u>県が策定する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づき、災害時に役立つ実動的な訓練や研修を行う。</u>	⑪	121	水害	2	6	防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練 2 県
					地震	2	7	防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練 2 県	
	②救援物資の受入れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救援物資対応マニュアルの改正</div> ・奈良県災害対策本部 救援物資対応マニュアルの大幅改正を検討 主なポイント(方向性) ・奈良県倉庫協会、奈良県トラック協会との連携強化 ・奈良県広域防災拠点の活用	(1) 4 災害対応マニュアルの作成等 また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練や「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。	⑫	163	水害	2	16	防災体制の整備計画	第1 県の活動体制 4 災害対応マニュアルの作成等
					地震	2	22	防災体制の整備計画	第1 県の活動体制 4 震災対応マニュアルの作成等	
	③広域防災拠点の整備	・広域防災拠点(五條市)について、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として位置づける予定	(1) 2 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。 2 県の物資調達 県は、供給するのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。	⑬	183	水害	2	26	食料、生活必需品の確保計画	第2 平常時の物資調達 2 県の物資調達
					地震	2	32	食料、生活必需品の確保計画	第2 平常時の物資調達 2 県の物資調達	
					434	水害	3	21	食料、生活必需品の供給計画	第3 物資の供給
	④一般ボランティアの受入れ	・「奈良県災害ボランティア本部運営マニュアル」において、他府県等災害支援団体との調整を行うこととしており、日頃からの連携体制強化に努める。	(1) 2 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。 2 県の物資調達 県は、供給するのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。	⑭	434	水害	3	21	食料、生活必需品の供給計画	第3 物資の供給
					地震	3	27	食料、生活必需品の供給計画	第3 物資の供給	
	⑤専門ボランティア団体等の受入れ	・県内で活動する団体とは、既に「奈良防災プラットフォーム連絡会」を設置 ・専門性の高い各NPO、NGOについては、専門性に応じたそれぞれの今後県の窓口を決定し、必要に応じてそれぞれの受入れマニュアルに努める	(1) 4 県は、大規模災害が発生した場合、県社会福祉協議会と連携し、他府県等災害支援団体との連携会議を設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう調整を行う。	⑮	646	地震	5	14	物資等の確保	第2 平常時の物資調達
163					水害	2	16	防災体制の整備計画	第1 県の活動体制 3 広域防災拠点の指定と整備	
2 第2災害対策本部の整備	・第2災害対策本部設置の検討	(1) 被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部(五條市)への誘致活動を進める。 <u>また、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設し、空路での大量の人員移動及び物資の輸送により、近隣県を迅速に支援できる県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</u>	⑯	128	水害	2	10	ボランティア活動支援環境整備計画	第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備	
				地震	2	11	ボランティア活動支援環境整備計画	第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備		
2 第2災害対策本部の整備	・第2災害対策本部設置の検討	(1) 4 県は、大規模災害が発生した場合、県社会福祉協議会と連携し、他府県等災害支援団体との連携会議を設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう調整を行う。	⑰	444	水害	3	26	ボランティア活動支援計画	第2 ボランティアの受け入れ対応	
				地震	3	32	ボランティア活動支援計画	第2 ボランティアの受け入れ対応		
2 第2災害対策本部の整備	・第2災害対策本部設置の検討	(1) 県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。 <u>また、県は、災害ボランティア関係機関・団体等との連携強化に努める。</u> (具体的な取り組み) 1 災害ボランティアコーディネーターの養成 2 ボランティアとの防災訓練の実施 3 奈良防災プラットフォーム連絡会の設置	⑱	128	水害	2	10	ボランティア活動支援環境整備計画	第3 災害時活動への迅速な対応	
				地震	2	11	ボランティア活動支援環境整備計画	第3 災害時活動への迅速な対応		
2 第2災害対策本部の整備	・第2災害対策本部設置の検討	(2) 1 県庁舎等の機能強化 災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。 <u>あわせて、県庁舎が被災した場合に備えて、第2災害対策本部の設置について検討する。</u>	⑳	162	水害	2	16	防災体制の整備計画	第1 県の活動体制 1 県庁舎等の機能強化	
				地震	2	22	防災体制の整備計画	第1 県の活動体制 1 県庁舎等の機能強化		

修正の項目	修正の方向性	参考資料1 検討委員会の分類番号	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興					
					資料頁数	編	章	節	項目名	
3 県・市町村における業務継続計画の策定	・市町村への業務継続計画(BCP)の策定支援	(3)	市町村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、災害時に業務が継続できるよう、市町村において業務継続計画の策定に努めるとともに、県はその取組を支援する。 業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。 (1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3)電気・水・食料等の確保 (4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5)重要な行政データのバックアップ (6)非常時優先業務の整理 あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。	⑳	163	水害	2	16	防災体制の整備計画	第2 市町村の活動体制
						地震	2	22	防災体制の整備計画	第2 市町村の活動体制
4 住家、被害認定調査研修の強化	・市町村への住家被害認定調査研修の強化	(4)	県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査の迅速化を図る。また、県が実施した研修受講者や調査経験者などの名簿の作成、他の都道府県や民間団体との連携も視野に入れ、応援体制の強化を図る。 市町村は、法第90条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他当該市町村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。	㉑	502	水害	4	2	被災者の生活の確保	第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 2 県
					地震	4	2	被災者の生活の確保	第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 2 県	
5 県外避難者への対策	・県ホームページへの情報提供や関係団体との連携を検討	(9)	県は、県外への避難者に対し、ホームページ等により被災後の現状や復旧・復興状況などの情報を提供するとともに、関係団体と連携するなど帰県に向けた取組を検討する。	㉒	502	水害	4	2	被災者の生活の確保	第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 1 市町村
						地震	4	2	被災者の生活の確保	第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 1 市町村
6 避難所における環境と運営の向上	避難所運営 ・現行の県避難所運営ガイドライン(市町村マニュアルのひな形)の改訂 主なポイント(方向性) ・避難所運営上の配慮 ・避難者カードの見直し	(10)	1 避難所運営マニュアルの作成 市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル(平成29年3月改定)」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。 県は、「奈良県避難所運営マニュアル(平成29年3月改定)」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。 ③ 避難者の受入、名簿作成 避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらおう。 市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。 (1)避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など) (2)車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録) (3)車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨	㉓	508	水害	4	2	被災者の生活の確保	第14 県外避難者の帰県への支援
					地震	4	2	被災者の生活の確保	第14 県外避難者の帰県への支援	
6 避難所における環境と運営の向上	・市町村への避難所運営研修の強化、充実	(10)	1 避難所運営マニュアルの作成 市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル(平成29年3月改定)」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。 県は、「奈良県避難所運営マニュアル(平成29年3月改定)」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。 ③ 避難者の受入、名簿作成 避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらおう。 市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。 (1)避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など) (2)車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録) (3)車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨	㉔	108	水害	2	2	避難生活計画	第6 避難所の運営 1 避難所運営マニュアルの作成
					地震	2	2	避難生活計画	第6 避難所の運営 1 避難所運営マニュアルの作成	
6 避難所における環境と運営の向上	・市町村の避難所マニュアル改訂への支援	(10)	③ 避難者の受入、名簿作成 避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらおう。 市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。 (1)避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など) (2)車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録) (3)車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨	㉕	309	水害	3	2	避難生活計画	第3 避難所の運営 2 各段階における主な取組事項
						地震	3	2	避難生活計画	第3 避難所の運営 2 各段階における主な取組事項
6 避難所における環境と運営の向上	・市町村の避難所マニュアル改訂への支援	(10)	③ 避難者の受入、名簿作成 避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらおう。 市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。 (1)避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など) (2)車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録) (3)車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨	㉖	310	水害	3	2	避難生活計画	第5 車中泊者への対応
						地震	3	2	避難生活計画	第5 車中泊者への対応

修正の項目	修正の方向性	参考資料1 検討委員会の分類番号	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興								
					資料頁数	編	章	節	項目名				
7 福祉避難所の充実	・「避難行動要支援者名簿」の整備	(11)	市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」という。)を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。 また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所または居所 5 電話番号その他の連絡先 6 避難支援等を必要とする事由 7 上記に掲げるものもほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項	28	110	水害	2	3	災害時要援護者の安全確保計画	第2 避難行動要支援者名簿の整備			
									地震	2	4	災害時要援護者の安全確保計画	第2 避難行動要支援者名簿の整備
	・要支援者それぞれの状況に応じた個別計画の策定を市町村に促していく		災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、災害時要支援者の一人ひとりの状況をふまえた個別支援計画の作成を進めることが必要である。市町村は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別支援計画を作成する。そして、個別支援計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市役所・町村役場の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別支援計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。県は、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別支援計画を作成するよう市町村に促していく。	29	111	水害	2	3	災害時要援護者の安全確保計画	第3 個別支援計画の作成			
									地震	2	4	災害時要援護者の安全確保計画	第3 個別支援計画の作成
	・福祉避難所に関する情報(機能、一般避難所との差異など)が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う		県は、福祉避難所の確保・運営ガイドラインなど、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。	30	111	水害	2	3	災害時要援護者の安全確保計画	第5 福祉避難所の整備			
									地震	2	4	災害時要援護者の安全確保計画	第5 福祉避難所の整備
	・福祉避難所の確保・運営ガイドライン ・避難者の受け入れ訓練		県は市町村に対し、防災訓練における避難者受け入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。	31	112	水害	2	3	災害時要援護者の安全確保計画	第7 防災訓練、教育の実施			
									地震	2	4	災害時要援護者の安全確保計画	第7 防災訓練、教育の実施
	8 自主防災組織の強化		・自主防災訓練支援事業等を通じ、自助・共助の取組を啓発するとともに、地域における災害への備えや発災時の対応方法などについて指導・助言している 今後、訓練等の機会をとらえ地区防災計画策定についても働きかけていく	(14)	(2)各地域での防災訓練 また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。	32	120	水害	2	6	防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村	
											地震	2	7
			・自主防災組織として災害補償保険等への加入を促進していく		県は、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1)県庁職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2)市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3)自主防災組織のリーダー養成のための研修会の実施 (4)自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5)自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6)自主防災組織同士の連携の促進 (7)自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (8)優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (9)損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等		33	124	水害	2	7	自主防災組織の育成等に関する計画	第3 育成強化対策 1 県の育成強化対策
												地震	2

修正の項目	修正の方向性	参考資料1 検討委員会の分類番号	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興									
					資料頁数	編	章	節	節名	項目名				
9 災害廃棄物への対応	・「奈良県災害廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定	(16)	<p>大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画(平成28年3月)」に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会(県・市町村担当部課長会議)」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。</p> <p>※災害廃棄物処理計画の事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策(広域支援・官民連携・仮置場確保計画等)、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など 	③④	180	水害	2	25	廃棄物処理計画	第1 災害廃棄物処理計画による体制整備 2 県				
	地震									2	31	廃棄物処理計画	第1 災害廃棄物処理計画による体制整備 2 県	
				③⑤	181	水害	2	25	廃棄物処理計画				第2 相互支援体制の構築 2 県	
	地震									2	31	廃棄物処理計画	第2 相互支援体制の構築 2 県	
													環境省近畿地方環境事務所主導により設置・運営されている「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」では、近畿ブロックにおける広域的な災害廃棄物処理の実施	また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結(平成21年8月25日)及び奈良県解体工事業協会と締結(平成29年6月13日)した協力協定(以下、「協力協定」という。)に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。
・環境省近畿地方環境事務所主導により設置・運営されている「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」では、近畿ブロックにおける広域的な災害廃棄物処理の実施	また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結(平成21年8月25日)及び奈良県解体工事業協会と締結(平成29年6月13日)した協力協定(以下、「協力協定」という。)に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。													
・広域連携の手順等を定めた行動計画においても、各自治体からの意見等を集約・共有し、策定														
10 速やかな仮設住宅の提供	・民間賃貸住宅関係団体や市町村との連携	(19)	<p>県は、大規模災害時ににおいて一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、<u>公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、公益社団法人奈良県宇地建物取引業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に</u>応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力を要請する。</p>	③⑥	114	水害	2	4	住宅応急対策準備計画	第5 民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制				
									地震	2	5	住宅応急対策準備計画	第5 民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制	
11 大規模火災への対応	・県内3消防本部及び全市町村の消防団も含めた広域応援体制を構築するため、「奈良県消防広域相互応援協定」を平成29年3月に締結	(23)	<p>1 県内市町村相互の広域応援体制 (1)被災市町村は、自らの消防力では対応しきれない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。 (2)奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。 2 他都道府県からの応援体制 (1)市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。</p>	③⑦	462	水害	3	37	火災応急対策	第3 相互応援協定 1 県内市町村相互の広域応援体制 2 他都道府県からの応援体制				
									地震	3	22	消火活動計画	第3 相互応援協定 1 県内市町村相互の広域応援体制 2 他都道府県からの応援体制	
												地震	5	8